

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から53年3月まで
② 昭和53年7月から同年12月まで
③ 平成3年3月

私は、勤務していた会社を退職する時、経理の人から厚生年金手帳を返してもらい、続けて国民年金を掛けるように言われました。退職後独立してパレルの仕事を始め、当時A市町村にあった社会保険事務所で国民年金に加入しました。その時もらった国民年金手帳は無くしましたが、取引をしていた銀行の営業の人に集金の小切手の入金や支払を行っており、その際、毎月の保険料を妻の分と一緒に納付していました。平成3年当時は、自分で市町村役場か金融機関へ行き妻の分と一緒に納付していました。領収書は処分しているが納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、前後の期間の保険料は現年度納付されており、1か月だけが未納とされているのは不自然である。

また、市町村役場の窓口か金融機関で納付していたとの申立内容には基本的に不自然な点は見られない。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年10月に払い出されており、B市町村の国民年金被保険者索引票においても「昭和56年9月17日シンキ」と記録されていて、B市町村は国民年金に新規に加入手続をした年月日であると推認できると回答している。

また、申立期間当時居住していたC市町村において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間①及び②当時に、申立人が国民年金に加入していたとは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②において、保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から54年3月まで
② 平成3年3月

私は結婚してからずっと専業主婦であり、夫に国民年金のことは任せており何もわかりませんが、結婚後はすぐに加入して一緒に納付していると主人から聞いています。平成3年当時は、夫が市町村役場か金融機関へ行き私の分と一緒に国民年金保険料を納付していました。領収書は処分しているが納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、前後の期間の保険料は現年度納付されており、1か月だけが未納とされているのは不自然である。

また、市町村役場の窓口か金融機関で納付していたとの申立人の夫の主張は基本的に不自然な点は見られない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年3月に払い出されており、A市町村の国民年金被保険者索引票においても「昭和55年2月19日シンキ」と記録されており、A市町村は国民年金に新規に加入手続をした年月日であると推認できると回答している。

また、申立期間当時居住していたB市町村において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間①当時に、申立人が国民年金に加入していたとは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間①において、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料納付に関与していない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの期間、51年5月から53年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から51年3月まで
② 昭和51年5月から53年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった。妻が市町村役場の支所で加入手続をし、納付についても妻が納付していたはずなので、納付記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間について、申立人の妻が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたと主張しているが、申立人の妻自身は、申立期間を含む国民年金加入期間をすべて納付しており、申立人の国民年金についても市町村役場の支所で加入手続を行い納付できる場所はすべて保険料を納付したと供述している。

さらに、申立期間③については前後の期間が現年度納付されていることから、この期間のみが未納となっているのは不自然である。

加えて、申立期間②については、市町村保管の被保険者名簿に、昭和51年度及び52年度保険料の納付書を54年4月に作成した旨の記載が見られ、その発行時期等から、申立人から納付の申出を受けて市町村が過年度保険料の納付書を発行したものと推認される。

また、申立期間①についても、申立人の妻は、市町村役場の支所で特例納付の説明を受けて納付したと供述しているが、当時の支所における特例納付の取扱いと供述が合致する上、同人の記憶する納付額も当時の過年度納付及び特例

納付に必要な額に合致することから、申立人の妻の供述は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月
② 昭和39年1月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和41年10月に結婚して3年ほど経ってから、それ以前の分はさかのぼって、以後の分は夫婦一緒に二人分納付しているのに、私だけ未納になっているのは記録漏れだと思われるので、領収書等の資料はないが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の妻は、昭和41年10月の婚姻後3年ほどした時期に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年12月8日に払い出されており、その時点で、申立期間の保険料は、過年度納付及び特例納付により、さかのぼって納付が可能であった。

また、申立人の妻は、申立期間の保険料納付について、分割納付したが1か月当たりの保険料額が段々高くなっていったため一度に納付する月数が少なくなっていくと供述しているが、当時過年度納付が可能であったと考えられる昭和43年4月から45年3月までの期間の1か月当たりの保険料額は、申立人の妻の記憶とおおむね合致する。

さらに、申立人の妻は、婚姻前を含めて国民年金保険料を完納している。

一方、申立期間のうち、上記の昭和43年4月から45年3月までを除く特例納付が可能な期間の保険料は、全期間について1か月当たり450円であり、納付した保険料額が変化しているとする申立人の妻の記憶と合致しない。

また、昭和43年4月から45年3月までの期間を除く申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない上、有力な証言も得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年3月まで
昭和40年5月に夫と結婚してから、夫婦で一緒に保険料を納付してきました。私だけが未納になっていることに納得できません。
以上のように納付しているはずなので、納付記録の訂正を求めます。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間は無く、保険料納付に対する意識の高いことがうかがえる。

また、申立期間は6か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料も一緒に納付していたと主張しているが、申立人の夫の国民年金保険料は、昭和40年5月の婚姻以降、申立期間を含めて完納されている。

加えて、社会保険事務所が保管する昭和63年度の保険料の未検認者リストに申立人の名前は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から53年3月まで
年金記録を確認すると申立期間の4か月間が未納であると言われた。

私は、会社を離職した際も国民年金への移行手続きをきちんと行って保険料を納付してきた。申立期間についても加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずであるので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和52年12月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのち、53年7月のA市町村への転入手続き時に国民年金の住所変更手続きも行ったと推認され、同年8月以降は現年度納付を行うとともに、未納となっていた保険料のうち、申立期間直後の53年4月から同年7月までの保険料を54年8月に過年度納付しており、申立期間の保険料についても、その時点で過年度納付が可能であり、過年度納付した月額保険料額より安い申立期間の保険料から納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

年金記録を確認すると申立期間の9か月間が未納であると言われた。

昭和51年5月の婚姻以来、私の国民年金保険料は妻が納付してきた。申立期間について、妻が納付済みとなっているのに、私が未納とされていることに納得できない。申立期間についても、妻が、手続を行い、保険料を納付したはずであるので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入以来、申立期間を除いて未納がない。

また、申立人の国民年金保険料を納付してきたとされる申立人の妻は、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料をほぼ完納している。

さらに、申立人は、昭和53年7月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのち、54年9月からは保険料を現年度納付するとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失後現年度納付開始までの未納となっていた間の国民年金保険料のうち、申立期間直後の54年4月から同年8月までの保険料を55年8月に過年度納付しており、申立期間の保険料についても、その時点で過年度納付が可能であり、過年度納付した月額保険料額よりも安い申立期間の保険料から納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月2日まで

A事業所で勤めていたときの厚生年金保険の加入期間について脱退手当金が支給されていると回答をもらった。当時、私は、従姉妹と会社の寮に住みながら同じ工場に勤めており、入退社の日も同じだった。会社の寮の相部屋で一緒に暮らしていた従姉妹は脱退手当金を受給しておらず、私だけが受給したようになっていたのはおかしい。そのような一時金を受けとった記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の氏名が間違った旧姓に誤記されたままで訂正されておらず、当時B社会保険事務所が被保険者記号番号払出簿として使用していたとされる厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は正しい旧姓で記載されている。

また、同社会保険事務所が保管する申立ての事業所に係る被保険者名簿（前記名簿より作成時期は新しい）においては、申立人の氏名は、当初正しい旧姓で記載されていたものが、修正時点が不明であるが、誤った旧姓に修正されているなど、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われたとは認め難い。

さらに、当該旧台帳において申立人の氏名が訂正されていないことから、脱退手当金請求時に本人確認が行われることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

昭和48年1月20日に夫は厚生年金保険に加入したが、私はそのまま国民年金に加入していた。昭和49年ごろ、暮れのボーナスが出たので特例納付で夫婦一緒に過去の未納分をすべて納付した。特例納付後しばらく経ってから、市町村役場の窓口で、申立期間が未納になっているからと言われ、1万いくらかを支払いました。領収書は、平成6年7月の裁定請求時に市町村役場の人が自宅まで来た時に年金請求と同時に渡したので今は持っていないが、納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、昭和48年1月20日に申立人の夫が厚生年金保険に加入したことにより申立人夫婦が国民年金の資格を喪失している記録が、A市町村役場保管の申立人夫婦の検認カードに残っている。

さらに、申立人は、特例納付後しばらく経ってから未納であった申立期間の国民年金保険料を支払ったと主張しており、社会保険事務所保管の特殊台帳には、昭和50年12月20日に特例納付した記録が残っているが、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、さかのぼって保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和50年3月31日に、国民年金資格喪失月の前月までの47年4月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付しており、その当時、申立期間は、資格喪失していなければ過年度納付できた期間であるが、申立期間は未加入期間であったため保険料を納付できなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から同年11月まで
② 昭和25年7月から27年7月まで
③ 昭和27年7月から29年2月まで

社会保険事務所に、A事業所（勤務期間：昭和24年4月から27年7月まで）及びB事業所（勤務期間：昭和27年7月から34年2月まで）での厚生年金保険加入期間を照会したところ、A事業所については昭和24年12月1日から25年7月8日まで、B事業所については29年3月1日から34年3月1日まで加入との回答があり、申立期間は未加入となっていた。申立期間の保険料控除の事実が確認できる給与明細書等はないが、勤務していたのは確かなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所には昭和24年4月から勤務していたので、この当時から厚生年金保険被保険者であったと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の厚生年金保険新規適用日は同年12月1日であり、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、この日より前に厚生年金保険の資格を取得した者はいない。

また、A事業所での同僚に照会しても、在籍や保険料控除をうかがわせる供述は得られない。

申立期間②について、申立人は、昭和27年7月にC市町村での公営住宅建設現場を最後にA事業所を退職したと申し立てているが、C市町村では、当該公営住宅の建設時期は25年4月までであると回答している。

また、申立人は、A事業所を退職後すぐにD市町村にあったB事業所に住み込みで勤務したと申し立てているが、戸籍の附票によれば、申立人の同地への転居時期は昭和25年1月であり、前述公営住宅の建設時期と合わせると、申立人は25年ごろからB事業所に勤務していたと考えるのが自然である。

さらに、A事業所での同僚に照会しても、在籍や保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

申立期間③について、申立人は、昭和27年7月ごろからB事業所に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の厚生年金保険新規適用日は29年3月1日であり、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、この日より前に厚生年金保険の資格を取得した者はいない。

また、当該事業所及び当時の同僚は、会社は厚生年金保険適用前からあったが、その当時は保険料控除をしていなかったと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 21 日から同年 10 月 25 日まで
期間照会したところ、A事業所での厚生年金保険の資格喪失日が昭和 39 年 8 月 21 日となっていた。6月から8月はお客さんが多く稼ぎ時なので、多忙な中で辞めるはずがない。もっと長い期間勤めていたはずである。次に勤めた事業所の記録から考えて、同年 10 月 25 日ごろの退職だと思う。したがって、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚等からは、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる有力な供述が得られず、また、「昭和 39 年 8 月ごろには、当該事業所の経営状態は悪く、夏場でもそれほど忙しくなかった」、「繁忙期である夏場でも退職する従業員はいた」などと、申立内容と異なる供述はあるものの、申立内容を裏付けるような供述は得られない。

また、当該事業所は昭和 49 年 12 月に解散しており、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料を入手することができず、当時の事業主等からの供述も得られない。

さらに、社会保険事務所保管の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が、昭和 39 年 8 月 21 日の資格喪失後、同年 9 月 21 日に健康保険証を返納していることが記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 11 月まで

昭和 41 年 12 月から 46 年 11 月まで A 事業所に勤めており、42 年 4 月か 5 月ごろから 46 年 11 月までは同事業所から B 国に出向し、真珠養殖の業務に従事していたが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間においても厚生年金加入記録がある昭和 45 年 9 月以前と同じように勤務していた。

会社や待遇が変わったということは特に無く、厚生年金保険料を掛けていたはずなので、当該申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後において、申立事業所から B 国に出向していた社員のうち、申立人が記憶している同僚 5 人はいずれも社員の籍が、当該事業所から現地合弁法人に移ったと供述しており、このうち 1 人が、移籍時期について、昭和 45 年 10 月か 11 月ごろであったと供述している。

また、申立期間において、申立事業所の親会社の C 事務所で勤務していた元社員に電話照会した結果、同氏も上記 5 人の同僚と同様の供述をしている。

さらに、申立人が記憶している同僚のうち、申立人が、出向先である B 国から帰国した後も同地で勤務していた同僚 3 人は、社会保険庁のオンライン記録上申立人と同じ昭和 45 年 9 月 1 日で厚生年金保険資格を喪失しており、同地での責任者であった他の 1 人は、同年 12 月 21 日に厚生年金保険資格を喪失している。

加えて、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、

当該事業所の親会社にも申立内容を確認できる書類は保存されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 35 年 5 月まで

A事業所での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間において同事業所に勤務しており、退職時に事業主より、厚生年金保険被保険者証を受給時まで大切に保管するように言われていたことを覚えている。厚生年金保険被保険者証は紛失したが、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は申立ての事業所に勤務していたものと推認されるが、当該事業所は、昭和 57 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除の事実を確認できる関連資料は無く、事業主からの供述も得ることはできない。

また、当時の同僚からも、申立人について厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる有力な供述も得られなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。